

知的財産戦略調査会提言

令和 7 年 5 月 22 日
自由民主党政務調査会
知的財産戦略調査会

【基本認識】

我が国は、今、コストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行の転換点にある。こうした中で、知財・無形資産は、高付加価値経済の実現にあたって重要な役割を果たす。すなわち、企業が保有する技術や知的財産は、他者の製品・サービスとの差別化や付加価値向上に貢献することによって、企業の事業の成否、売上に直結し、企業の価値創造ストーリーにおいて欠かさざる要素を構成する。

一方、足下の状況を見ると、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低く、日本企業は本来自社の強みとなる知財・無形資産の把握や活用が不十分との指摘もある。実際、我が国の競争力は近年伸び悩んでおり、WIPO のイノベーション指数（Global Innovation Index）でも、近年 13 位に甘んじ、韓国（6 位）や中国（11 位）の後塵を拝している。また、デジタル化の対応も諸外国と比べ遅れていると指摘されている。さらに、世界情勢を見渡すと、国際的な政治・経済情勢リスクが引き続き高まりを見せ、世界的なインフレの進行、企業のグローバルサプライチェーンへの影響等不確実性は益々増している。これに耐え得る強靱な経済構造を構築するためにも、知財・無形資産といった「稼ぐ力」の源泉を再確認し、それらに立脚した戦略を改めて打ち立てていく必要がある。

将来、我が国は、人口減少に伴うイノベーション人材の減少、国内市場の縮小、AI 技術の急速な発展など、大きな社会経済システムへの変化に直面する。こうした環境変化の中で、力強く、知的財産の「創造」「保護」「活用」のサイクルを回していくため、第一に、AI/DX 時代にあって、国際的求心力のある知財制度・システムを実現し、国内外の企業の研究開発活動・知財創造活動の基盤を整備し、かつその魅力を広く発信していくことにより国内投資を促進し、世界の「知」を我が国の競争力に取り込んでいくこと、第二に、世界に範を示す「AI 技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現によって、強力に AI の利活用の推進を図ること、第三に、グローバル市場の成長を取り込むべく、我が国の「稼ぐ力」の源泉となっているクールジャパン関連産業の海外展開を進め、地方も含むインバウンドの好循環を更に加速すること、第四に、基幹産業として位置づけられたコンテンツ産業について、PDCA サイクルを高速に回しながら、産業の成長、国際競争力の強化、海外展開の推進に取り組むため、デジタルコンテンツ戦略を推進すること、第五に、我が国として社会課題解決を通じた新たな価値創出や市場創出を実現するため、標準戦略を通じたルール形成を主導していくことが重要である。

以上の基本認識に基づき、本調査会では、昨年に続き、2つの小委員会（デジタルコンテンツ戦略小委員会、国際標準化小委員会）において、分野毎の議論を集中的に行うとともに、本調査会において、AI/DX 時代の知財制度のあり方、クールジャパン

戦略の新たな展開について議論を行ってきた。これらの議論を踏まえ、以下の施策を提言する。

【提言】

(1) AI/DX 時代の知財制度のあり方

AI/DX 時代において、知的財産制度も新たな課題に直面する。国内外の企業を惹きつける国際的に求心力のある知財制度・システムを実現する観点から、既に制度的課題が明らかになっている事項（国境を越えたネットワークを介した発明に係る特許権侵害行為への対応、仮想空間におけるデザインに関する適切な意匠権保護への対応等）について、速やかに検討を進めるとともに、早期の法案提出を目指すべきである。また、AI/DX 時代に即した産業財産権制度を構築するべく、AI を利用した発明の特許権について発明者の取扱いの明確化を図ることをはじめ、AI を安心して研究開発やビジネスに活用するための合理的なルールや、国際的なデータ利活用に関する発明の保護、2027 年度には約 2 兆円の市場に成長することが見込まれる仮想空間におけるデザイン保護等の論点について検討を進め、早期に法改正を含めた制度整備を行うべきである。

加えて、グローバル水準の知財紛争処理システムの実現に向けて、諸外国に存在する制度に鑑み、知的財産の故意の侵害を抑止するための適切な制度的手当のあり方（パテント・マーキングを活用した故意侵害の立証方法の検討、懲罰的賠償による抑止等）を検討する必要がある。

知的財産の利活用が不足している地方の中小企業等に向けて、専門人材と情報提供を行う「知財で稼ぐ」ための支援パッケージを策定し、我が国企業の 99.9% を占めるとされる中堅・中小企業の知財活用による「稼ぐ力」を抜本的に強化すべきである。あわせて、中小企業・スタートアップが保有する知的財産の侵害を抑止するため、中小企業等の知財リテラシーの向上や政府の実態調査、適切な知的財産取引のための指針の徹底、知財取引アドバイザーボードの開催、侵害抑止強化に向けた法改正を含めた制度構築の検討等を通じて、知的財産を侵害させないための取組を行うべきである。

イノベーション促進の観点から、大学等における共有特許の活用促進に向けて、国内の産学連携における契約実態の把握に努めるとともに、諸外国における共有特許制度の運用状況も踏まえ、必要な検討を進める。

なお、知財制度を取り巻く環境変化に対して速やかな対応を図るため、産業財産権制度についても、可能な限り頻度高く法案提出を可能とすることが望ましく、政府において速やかな検討を行うべきであり、本調査会としても必要な後押しを行っていく。

(2) クールジャパン戦略の新たな展開

近年、我が国は、貿易収支の赤字が続き、サービス収支の赤字は令和 6 年速報値では、2.6 兆円の赤字となっているが、サービス収支の内訳をみると、著作権等使用料も含む「知的財産権等使用料」と「旅行」は過去数年にわたって黒字となっており、

クールジャパン戦略の推進は我が国の「稼ぐ力」の源となっている。

引き続き、「新たなクールジャパン戦略」で掲げた、クールジャパン関連産業の海外展開規模を、2033年までに50兆円以上の規模とするとの目標達成に向けて、官民一体となった取組を推進する必要がある。

各個別分野については、特に、以下の点に留意して取組を進める必要がある。なお、クールジャパン分野のうち、主にコンテンツ分野に関する施策については、デジタルコンテンツ戦略小委員会の提言を参照されたい。

- ・ 「世界に冠たるロケ誘致大国」を目指すこと。このため、令和4年度補正予算から措置されているインセンティブ補助金について大幅に拡充するとともに、海外製作者に対するプロモーションを積極的に行い、大型作品の誘致に努めること。ロケ撮影ハンドブックの普及やライセンスの在り方に係るガイドラインの策定・普及等を通じて、製作者に対し、地域活性化やインバウンドの促進に向けて、映像作品の利用を積極的に承認することを促していくこと。
- ・ 「伝統的酒造り」について、昨年12月、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことによる需要拡大が期待される。このため、日本の食・食文化や日本酒・ウイスキー等に対する認知・理解を深めることにより、農水産物等の輸出も含めて産業全体を拡大させていくこと。その際、地理的表示（GI）によるブランディング強化に取り組むとともに、我が国の優良品種が外国に流出することを実効的に抑止しつつ、海外からの「稼ぎ」につなげるため、戦略的な海外ライセンスを推進すること。
- ・ 日本発のコンテンツ海外市場規模を2033年までに、20兆円に拡大するとの目標を達成に向けて、ライブエンタメ分野の収益力拡大・基盤整備の観点から、官民連携により、「チケット不正転売禁止法」に基づく摘発を強化するとともに、NFT等を活用した海外向けのチケット販売など、デジタルビジネスに対応した構造改革を推進すること。特に「チケット不正転売禁止法」の施行後も、大手プラットフォーム等上で、（本人しか利用することができない）特定興行入場券が大量に売買され、不正転売を通じて入場資格のない人物がイベントに来場し、適正なイベント運営にも影響が出ており、ライブエンタメ分野の健全な発展が阻害される懸念が生じているため、チケットの不正転売は違法であること、個人であっても罰則の対象になること、適法な入場資格がないこと等について、官民連携して徹底した広報・啓発活動を行うこと。

1. デジタル時代のコンテンツ戦略

デジタルコンテンツ戦略小委員会
委員長 山下 貴司
事務局長 山田 太郎

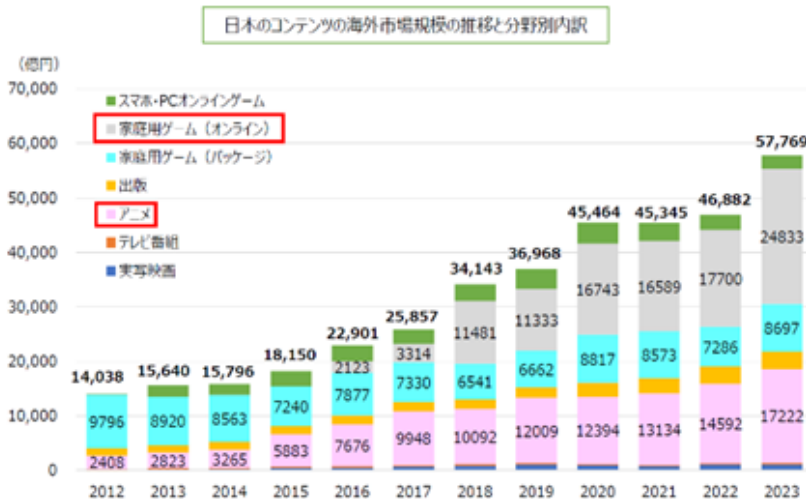
【基本認識】

世界のコンテンツ市場の規模（135.6 兆円）は、石油化学産業（89.9 兆円）や半導体産業（77.0 兆円）よりも大きい（2022 年）。また、日本のコンテンツ市場の規模は 13.1 兆円、日本由来コンテンツの海外売上は 5.8 兆円であり、ゲームやアニメを中心に、年々増加傾向にある。これは鉄鋼産業（4.8 兆円）や半導体産業（5.5 兆円）の輸出額を上回る規模である（2023 年）。

さらに、キャラクターの世界ランキング上位の半数は、日本のものになっており、日本のコンテンツは、それを入口として、日本や日本文化に対する関心を喚起し、聖地巡礼や「2.5 次元ミュージカル」など日本発の舞台エンターテインメント鑑賞等により海外からのインバウンド増加にもつながり、波及効果も絶大である。

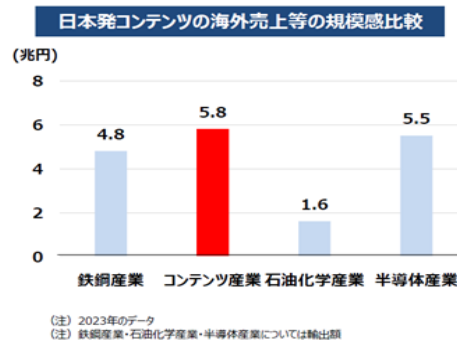
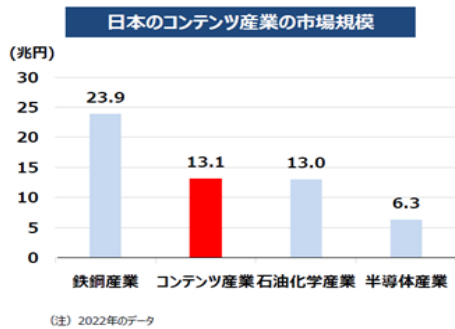
このような基本認識に基づき、昨年 6 月に策定された新たなクールジャパン戦略では「コンテンツ産業を基幹産業と位置付け、戦略的に取り組むため、PDCA サイクルを高速に回しながら、産業の成長、国際競争力の強化、海外展開の推進に取り組む」と明記され、骨太方針 2024 でもコンテンツ産業を官民連携して推進することが重要政策として掲げられた。

図1 日本のコンテンツ産業の海外展開の市場規模



（出典）「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2024」（株）ヒューマンメディア）を基に作成

図2 日本のコンテンツ産業の市場規模・日本発コンテンツの海外売上等の規模感比較



(出典) 知的財産知的財産
戦略本部 構想委員会第1
回 コンテンツ戦略ワーキ
ンググループ資料

第一. コンテンツ産業の振興

【現状と課題】

デジタル時代のコンテンツは、成長と発展の鍵を握る存在である。配信サービスの普及も進む中、コンテンツは、「中間財」としての役割もますます重要になっており、他のモノやサービスと結びつき、周辺分野に広く需要を喚起し、高い波及効果を有する。

コンテンツの各分野の状況に着目してみると、例えば、日本のアニメやマンガは海外でも多くの人々を魅了し、海外展開の市場規模（2023年）は、アニメが約1.7兆円、マンガが約3,200億円で、実写化されたドラマや、アニメとタイアップした音楽や舞台も人気を博している。また、「SHOGUN 将軍」がゴールデングローブ賞を4冠、エミー賞を18部門と、いずれも過去最多となる受賞に輝くなど、我が国の歴史と伝統に根差したコンテンツが世界でも十分に通用することが明らかになりつつある。

さらに、家庭用ゲームもデジタル配信に適応して海外展開が広がっており（約2.5兆円（2023年））、ゲームのキャラクターを活用した映画や実写映画也大ヒットしている。キャラクターの累積収入の世界ランキングでは、ポケモン、ハローキティ、マリオ、週刊少年ジャンプ系の漫画作品等の日本発コンテンツが上位に多くランクインしているところであり、IP（知的財産）を活用し、多角的な展開をさらに推進していくことは、我が国のコンテンツ産業にとって重要な課題である。

日本のコンテンツ産業の振興は、このようなキラーコンテンツをけん引役としつつ、同時に、日々生み出されている魅力ある原石を発掘し、磨き、大きく育て、持続可能な形で推し進めていくことが必要である。日本が生み出すコンテンツは、日本はもとより、世界の人々を魅了し、海外売上も増加している。

しかしながら、海外売上のうち収入額に着目すると、ゲームを除き、売上の多くが海外企業に流れているのが現状である。

そのため、価値ある知的財産・情報資産を適切に保存し、発信するとともに、積極的に利活用することによって日本に利益をもたらす仕組みを実現し、得られた利益を権利者に適切に分配するといった循環を進めていかなければならない。

それらの取組の柱として、デジタルアーカイブを推進し、日本のコンテンツをデジタル媒体で保存・共有・活用する仕組みを積極的に構築していくとともに、コンテン

ツの商業的利用の促進と権利者への適切な対価還元に向けて、コンテンツ創作の環境を整備すること、及び海賊版対策と正規版流通を一体的に進めることや、コンテンツの円滑な流通を促進することが必要である。我が国のコンテンツ産業が、デジタル化・ネットワーク化がもたらすチャンスを生かして、より一層発展していくような環境整備と展開を、官民が連携して進めていくことが必要である。

【提言】

1. コンテンツ産業振興全般

(1) 基幹産業としてのコンテンツ産業の育成

コンテンツ産業を基幹産業と位置付け、昨年策定されたクールジャパン戦略及びコンテンツ産業活性化戦略に基づき、日本のコンテンツ産業の構造改革と強靱化（海賊版対策を含む。）を官民一体となって進め、文化・コンテンツに対する政府の公的投資を早期に2000億円以上を目指すなど、2033年までに海外売上高を20兆円とする目標を達成するための施策を抜本的に拡充すべきである。

その際、密接不可分の関係にあるライブエンターテイメント等についても、コンテンツ産業の一環として支援・振興する必要がある。

デジタルコンテンツに関しては、競争力や安全性に対する先端技術の影響が益々増加していることに鑑み、AIをはじめとするデジタル技術を活用できる人材の育成・確保、官民連携による先端技術活用のベストプラクティスの公表等を進めるとともに、セキュリティと信頼性の確保にも努めるべきである。

また、コンテンツビジネスに不可欠である権利処理をはじめとする法務業務や制作経理業務に対して、事業者支援の在り方を検討すべきである。

(2) コンテンツ産業の育成と展開強化を担う司令塔機能の更なる強化

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版では、「コンテンツ産業活性化戦略」が掲げられ、「アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、我が国の誇るべき財産」とし、クリエイター・コンテンツ産業に関する司令塔機能の強化などの施策が盛り込まれた。それに基づき、コンテンツ産業官民協議会が設置されたことは大きな前進である。しかしながら、縦割り行政による政策の分断や2～3年での担当者の交代といった問題を抱えており、基幹産業として長期的にコンテンツ振興を行うにはより一層の司令塔機能の強化が必要である。そこで、韓国コンテンツ振興院（KOCCA）をはじめ諸外国のコンテンツ戦略の推進体制を参考にしつつ、コンテンツ産業の育成と展開強化を担う司令塔機能の更なる強化について早急に検討を行うべきである。

2. コンテンツ創作の環境整備

(1) プラットフォームとの対等な関係構築

競争政策、デジタルプラットフォーム政策、知的財産政策、情報通信政策等の各政策の動向を踏まえながら、クリエイター・制作事業者への適切な対価還元の実現に向けて、海外プラットフォームとの対等な関係が構築されるよう、一方的なルール設定・変更（不利益変更）の有無や透明性の向上に係る取組（視聴者数等のデータの公開）、収益配分、コンテンツの二次利用に係る日本側の権利確保等について引き続き実態の把握を進めるべきである。

また、プラットフォームから流通事業者に配分された収益について、さらにクリエイター等に適切に対価還元がなされることも重要である。

（２）日本発グローバルプラットフォームの構築

日本には、あらゆる分野において良質なコンテンツが豊富に存在するが、それらをグローバル展開する際、海外プラットフォームに依存せざるを得ない状況にある。そのため、ゲームを除き、海外売上が多くが海外企業に流れてしまっており、日本のコンテンツホルダー等の海外収入額は低いものとどまっている。このような現状を打破するため、日本発グローバルプラットフォームの構築等により、日本に利益をもたらす仕組みの実現が必要である。政府としては、海外マーケティングの支援や最先端技術の導入、海賊版対策の強化等、実効的な援助を行うべきである。

３．海賊版対策と正規版流通促進の強化

（１）「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」の更新

日本のコンテンツが国内向けだけでなく、外国語に翻訳され、海外向けに海外の海賊版サイトから発信されるなど、コンテンツ産業のデジタル化、インターネット環境の進化により、海賊版による被害は、巧妙化・多様化している。このような現状に対応するため、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」を適時・適切に更新し、官民連携の下で、海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組、及び正規版流通促進の取組を進めるべきである。

また、日本が世界に誇るキャラクターなどのコンテンツ IP に関連する偽キャラクターグッズや偽トレーディングカードなどが世界中の電子商取引市場などで流通している現状に対し、対策を講じる必要がある。

（２）海外向け海賊版サイトに対する効果的な対策

海外向けの海外の海賊版サイトに関する侵害実態の継続的な把握や、外国公安当局との国際捜査共助の強化等、国際連携・国際執行の一層の推進を図るとともに、日本のコンテンツの侵害に関して、著作権侵害の処罰規定が適用される場合の実効性確保に向けた取組を引き続き行うべきである。

また、アニメや漫画等の海賊版サイト対策で成果を上げている一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）や出版社連合（JPMAC）等の国際執行を強化するため、関係府省庁による支援について検討を行うとともに、世界各国での刑事手続・

行政手続・民事手続・ノック&トークをより一層推進する抜本的な予算の拡充を行うべきである。

これらの刑事罰に向かう対策と並行して、違法性の否定できない業者も含めて契約を締結することにより、少しでも対価を還元していくといった経営戦略も考えられるところであり、各業界や企業においてこのような戦略を検討するに当たり、在外公館やジェットロ等の関係機関は積極的に協力すべきである。

(3) 海賊版に係るプラットフォームへの対応

海賊版サイトに対する CDN サービスの提供停止など、海賊版サイトの運営に利用される各種民間事業者のサービスについて必要な措置が講じられるよう、当該民間事業者への働きかけ等を行うべきである。

海賊版に関して生じる広告収入の歯止めとして、現行の犯罪収益移転防止法や組織的犯罪処罰法等の刑事上の規制がどのように及び得るのか、適用関係について整理を行うべきである。また、民法上も、海賊版に関して生じる広告収入は、侵害者においてもプラットフォームにおいても正当に取得できるものではないことの整理を行い、必要に応じ、立法措置の検討も行うべきである。あわせて、インターネット上の著作権侵害等の違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付けるため、情報流通プラットフォーム対処法が施行されたところであり、その適正な運用によって、YouTube や SNS 等のプラットフォームに関する実効的な対策を推進すべきである。

(4) 海外での事業展開等の支援体制

海外のマーケティング情報の収集・共有、海外の現地プレイヤー等とのマッチング機能の強化、海外における日本コンテンツの海賊版サイトの撲滅のため、日本貿易振興機構 (JETRO) にプロパーのコンテンツ専門人材を配置し、コンテンツ産業の海外展開支援や現地マーケット等へのコアネットワークの構築や、現地における海賊版サイトの最新状況や関連法規等の情報収集を推進すべきである。また、海賊版サイトの継続的なモニタリングを行う取組を支援すべきである。

あわせて、CODA 北京事務所の開設による中国での海賊版サイトへの国際執行の成功を踏まえ、十分な予算措置を行い、海賊版対策の実務を行う海外事務所の開設による迅速かつ効果的な国際執行体制を整備すべきである。

4. 著作権制度・関連政策の改革の推進

(1) 簡素で一元的な権利処理システムの実現

デジタル時代に対応したコンテンツ創作の好循環を促し、クリエイターへの対価還元の拡大等にも資するものとなるよう、令和8年春頃の施行が見込まれる令和5年改正著作権法に基づく新たな裁定制度の円滑な運用に向けて、関係規程等の整備や指定補償金管理機関及び登録確認機関の指定・登録など、必要な準備を着実に進めるとともに、関係者に対して十分な周知を行うべきである。

また、制度の施行に合わせて「分野横断権利情報検索システム」が適切に構築・運用されるよう、権利者、利用者をはじめ幅広いステークホルダーの協力を得つつ、各分野のデータベースを保有する団体等との連携やデータベース化の促進、可能な限りデジタルで完結できるシステムの開発等に向けて、十分な予算措置のもと取組を進めるべきである。

(2) レコード演奏・伝達権の導入の検討

アーティストの海外展開を後押しするため、レコード演奏・伝達権の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得るべきである。

5. デジタルアーカイブの推進

(1) デジタルアーカイブ振興法（仮称）の制定

デジタル社会の公共的知識基盤としてのデジタルアーカイブの重要性が高まり続いていることを受け、デジタルアーカイブ政策を統合的に推進する法的基盤としてのデジタルアーカイブ振興法（仮称）を早急に制定しなければならない。そして、同法に基づき、産官学による恒常的な推進母体を設置し、官民のデジタルアーカイブ振興計画を策定するとともに、全国アーカイブ機関連携・支援の中核的拠点としてナショナルデジタルアーカイブセンターの設立に向けた取組を進めるべきである。

デジタルアーカイブ振興計画の策定・実施に際しては、知的財産政策のみならず、文化政策をはじめデジタルアーカイブ政策と関係の深い政策領域との有機的な連携を図ることが必要である。

(2) デジタルアーカイブ戦略 2026-2030 の着実な推進等

デジタルアーカイブ振興法（仮称）が制定されるまでの間は、政府が策定したデジタルアーカイブ戦略 2026-2030 に基づき、2026 年度以降の推進計画と到達目標を明確に示し、国立国会図書館をはじめとするアーカイブ機関や関係府省庁の連携の下、予算措置の充実を図り、コンテンツのデジタル化等のデジタルアーカイブの取組を総合的かつ着実に推進すべきである。

国立国会図書館においては、後述の 2000 年以前に出版された雑誌のデジタル化を集中的に行うとともに、2000 年以降の資料のデジタル化や、経年劣化による毀損のおそれが高いボーンデジタルのコンテンツメディア（パッケージ系電子出版物）のマイグレーション等の取組を計画的に推進すべきである。

また、公共放送である NHK の番組を中心に、出版物と同様に、現在と未来の視聴者のために、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承される制度を構築し、国をあげた放送アーカイブの取組も進めるべきである。そして、アーカイブされた放送に関しては、番組や映像素材について、調査研究及び教育の目的での利用を最大限可能とするとともに、権利者の利益を不当に害しない態様で広く国民にも公開されるようにすべきである。

(3) 喫緊の課題への対応

社会・経済状況の変化により、デジタルアーカイブ政策の推進にあたって、AI 環境における情報の信頼性担保、防災・レジリエンスと地域再生、マンガ・アニメ・ゲームや音楽・舞台芸術等の現代文化アーカイブの拡充、海外への情報発信と国際連携、人材育成と教育活用、デジタルアーカイブ分野に焦点を当てた研究開発の推進、オープンデータ政策との連携等が喫緊の課題となっており、政府において、これらの課題に迅速に対応することが必要である。

特に、著作権法 31 条に基づく国立国会図書館の絶版等資料の個人向け送信対象資料に絶版マンガ・商業雑誌を加えることについては、早期に実現する必要がある。また、主要な公的博物館等のアーカイブ機関の絶版等資料活用を促進する方策についても、必要に応じ検討すべきである。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）は、2025 年までにデジタル化を急がなければ、世界の膨大な磁気テープの映像が失われかねないと警告してきたが、我が国として十分に対応ができているとは言えない状況である。そのため、映像コンテンツのデジタルアーカイブを推進するため、公的補助の充実、デジタルアーカイブされた映像コンテンツの利活用促進をはじめ政府が主導的な役割を果たすべきである。

(4) デジタルアーカイブに係る公的プラットフォームの拡充

デジタルアーカイブの推進に向けて、公的プラットフォームを拡充する必要があるところ、特にジャパンサーチについては、日本の多様なコンテンツに関する情報をまとめて検索・閲覧・活用できるコンテンツプラットフォームとして、十分な予算措置にもとづく開発・運用を進める必要がある。ジャパンサーチにおいて、様々なデジタル情報資源を網羅的にナビゲーションできるよう、国や自治体のアーカイブ機関については全て連携させることを原則とした連携先の拡大及び連携先でのコンテンツのデジタル化の支援などアーカイブ機関との連携の更なる拡充を図るべきである。

(5) 国立国会図書館の更なるデジタル化

国立国会図書館においては、当調査会による令和 2 年 9 月 1 日付け「国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言」に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度まで 5 年間の補正予算で計 208 億円の予算措置が行われ、恒常的なデジタル化設備の整備、デジタル資料利活用のための高精度分析 OCR システムの開発とともに、2000 年以前に出版された図書等（170 万点）のデジタル化が進められた。また、令和 3 年著作権法改正によって、国立国会図書館による絶版等資料の個人への送信等に関する権利制限規定が導入された。これらによって、教育・研究環境のデジタル化・リモート化が大きく進展し、来館が難しい国民も国立国会図書館の資料の恩恵を受けられるようになった。

しかし、国立国会図書館の資料のうち、2000 年以前に出版された雑誌については、550 万点中 137 万点しかデジタル化が完了しておらず、商用 DB、電子雑誌、機関リ

ポジトリ等により既にインターネット上で広く一般に提供されている資料を除いた400万点について、デジタル化が必要な状況である。雑誌については図書以上に経年劣化の影響が大きいともいわれており、デジタル化作業を急ぐ必要がある。

そこで、令和7年度から令和11年度までの5年間で計200億円の予算措置を行い、2000年以前に出版された雑誌(400万点)のデジタル化を行うことを提言する。

第二. AIと知的財産権

【現状と課題】

AIは、生産性や利便性の向上、労働力不足の解消など、人間のさまざまな活動領域において有益であり、我が国として、AI技術の進歩の促進と産業競争力の強化に向けた取組が必要である一方で、生成AIが急速に普及する中、知的財産権等の侵害リスクが懸念されている。このような生成AIによるリスクに対しては、知的財産権保護の観点から、一定の対処が必要である。

政府においては、本通常国会において、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」が提出され、適正性のための国際規範に即した指針の整備や、権利利益を侵害する事案の分析・対策の検討、事業者・国民への指導・助言・情報提供等を行うこととされており、知的財産権の振興の観点からも重要な規範としていくべきである。

知的財産権と生成AIに関し、著作権との関係については、昨年来、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において考え方の整理が行われ、また、著作権以外も含む知的財産権全体との関係については、内閣府知的財産戦略推進事務局の下で開催されたAI時代の知的財産権検討会において検討が行われ、さらに不正競争防止法との関係については、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会において肖像や声との関係について整理が行われ、一定の整理が示された。生成AIによるリスクに関しては、肖像や声の保護など、現在の知的財産法が直接の保護対象としていないものの利用・生成に関する懸念も含まれるため、リスクへの対処については、特定の法律ルールによる対処にとどまらず、広く、多様なリスクへの対処も念頭に、AIガバナンスの構築を目指すことが必要である。その際、AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、各主体が、相互の信頼関係の下、法的な対応とともに、技術や契約による対応策も組み合わせながら、主体的に行動する状態を目指すことが期待される。また、G7・OECDの議論での、継続した日本のイニシアティブの発揮も重要となる。

【提言】

(1) AI 技術の促進と知財の保護の両立に向けた各主体の取組促進

AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護（権利侵害の防止並びに対価の還元）の両立を図るエコシステムの実現に向けて、これまで関係省庁が整理した検討結果等を引き続き丁寧に周知・情報発信し、関係省庁の連携の下、AI 開発者、提供者、利用者、権利者といった各関係主体の取組を促すべきである。

(2) 権利者・開発者の相互理解の醸成

AI の開発・利用によって生じた著作権侵害や、これが疑われる事案について、文化庁相談窓口を通じた支援及び事例集積を進めるべきである。

あわせて、文化庁が設置した関係当事者の間における適切なコミュニケーションの場を活用し、AI 事業者やクリエイター等の権利者等との相互理解と信頼関係を醸成することが必要である。

(3) 肖像等の保護に関する更なる法的検討

生成 AI における、他人の肖像や声等の利用に係る利益等の保護に関し、民事的側面及び刑事的側面について、関連法や裁判例における考え方について整理した内容について、引き続き丁寧に周知を行うとともに、関係者の不安に丁寧に対応していくべきである。また、肖像や声等の利用に関して、契約による対価還元策の検討や侵害行為に関するプラットフォームとの連携体制の構築等も進めるべきである。

(4) 俳優・声優・アナウンサー・ナレーター等の人格・職域保護

俳優・声優・アナウンサー・ナレーター等の肖像・声等を利用して、AI によりデジタルレプリカを生成し、コンテンツで利用することについて、ハリウッドにおける労使協定等を参考に、人格・職域保護を前提としたビジネス推進の観点から、パブリシティ権等に関する議論の整理を進めるなど、一定のルールが検討されるべきである。

2. 市場創出等国際的なプレゼンス増大のためのルール形成・国際標準化の戦略的な推進

国際標準化小委員会
小委員長 佐藤 啓
小委員長代理 朝日健太郎
事務局長 塩崎 彰久
事務局次長 根本 拓

【現状と課題】

今日、地政学的対立が激化し、一方で新たな技術の開発スピードが上がっている。国際社会における我が国の生存やプレゼンス確保に向けては、国際的なルール形成を主導することがますます不可欠となっている。

人口減少・高齢化によって、我が国の経済的・社会的プレゼンスの低下が懸念される中、国際的なルール形成・国際標準化の取組は、国内外の社会課題解決を通じた新たな価値創出や市場創出を実現する有力なツールとなり得る。

近年、地政学的な対立が激化する中、同志国などと連携したルール形成・国際標準化は、重要物資の安定供給を通じた自律性の確保やサプライチェーン強靱化といった、経済安全保障にも寄与し得る。

さらに、標準の活用が遅れは、日本の重要な技術や機微な情報の流出を招き、また日本市場に危険な製品やサービスが入り込むリスクを生じさせる。すなわち、他国市場で求められる他国の基準の認証について他国の認証・試験機関に依存した場合、その試験及び認証の過程で、製品・サービスに関する技術やデータが流出するリスクが生じ得る。また、特に外国のデジタル製品・サービスについては、常にその製品やサービスを通じた他国への情報の流出について注意する必要があるところ、このような製品・サービスの国内市場での販売について適切な標準が設定されない場合には、このような情報流出の危険が高まることになる。

他方、この裏返しとして、日本において標準が適切に策定され、海外標準及び国内標準の試験・認証のために国内の試験機関・認証機関が積極的に活用されるようになれば、日本製品、さらには日本の試験機関・認証機関の競争力が高まることが期待できる。

以上を踏まえ、国際標準・国内標準の積極的かつ戦略的な活用は、我が国の産業競争力を高め、我が国の安全を守るために必要不可欠である。そのために、我が国は、標準の戦略的活用の重要性に関する政府および民間の意識を抜本的に変え、必要な予算措置を講じ、官民の体制を強化し、いわば「標準に関する国際競争力」を強化しなければならない。

すなわち、我が国企業、特にその経営層においては、ごく一部の例外を除き、欧州など海外に比して、経営戦略の一環としてのルール形成・国際標準化を戦略的に組み込み、適切にリソースを配分することが出来ていない。民間においては、経営層の意識改革、予算や人のリソース配分も含めた社内体制の強化が求められ、一方で、政府

においては、それらを強力に後押しするための政府の取組が必要となる。

政府においても、産業政策を始め多様な政策実現の手段として取り組む意識が総じて希薄で、施策も体制もいまだ脆弱と言わざるを得ない。我が国の産業競争力の確立に向けて民間との連携を深め、民間の国際標準作りに関する取組の支援を強化する体制を構築するとともに、民間に委ねた場合に国際競争において後れを取ったり安全保障上の問題が生じたりする場合には、政府が思い切って標準作りをリードする姿勢も求められる。

さらに、標準は策定しても実装されなければ意味がない。国内においては公共調達、国内規制、補助金交付の条件等の場面において標準を積極的に活用するとともに、国際的には、確立した国際標準や日本の標準が、他国の標準として採用されるよう官民で取組を進める必要がある。

国内標準の活用や認証・試験機関の体制強化も重要である。国内標準については、海外製品に対する競争力を確保するためのツールであるのみならず、日本の安全を守るためのツールであると位置づけられるべきである。また、認証・試験機関の強化によって、増大する認証・試験ニーズに対応するとともに、日本の技術力を生かし、「試験産業」自体を一つの競争力ある産業としていくことも視野に入れるべきである。

そもそも、海外、特に欧州などに比して、上述のような経営戦略と一体的に標準化を活用しようとする意識の弱さについては、その適否はさておくとして、規制（ハードロー）と標準・認証を一体化させ、標準・認証への対応がそのまま経営に直結する欧州と、企業や業界の自主的な取組（ソフトロー）を重視する日本では、自ずから企業経営における標準・認証のプライオリティに相違が生じることになる。

こうした状況を前提に我が国としての対応策を考えたときに、今後、縮小する国内市場を見据えて海外に打って出る必要性、あるいは経済安全保障の重要性の高まりなどを踏まえれば、ルール形成・国際標準化について、政府が民間をよりリードあるいはサポートしていくことが不可欠である。

なにより、これらの取組は、場当たりの行われるのではなく、大きな戦略に基づいて行われるべきである。ただし、求められているのは、抽象的な方向性が書かれるにとどまっている戦略ではなく、具体的に実施すべき施策が明示されている戦略である。そのような戦略の構築に際しては、そのような戦略を実施するに十分な体制を整えるとともに、継続的なフォローアップと、状況の変化に応じたアジャイルな対応性の必要性についても留意されるべきである。

翻って見れば、我が国においてもかつて、その高い技術力をもって、VHSやDVDといった電子機器について、デファクトやフォーラム・デジュール標準の形成を通じて、世界の市場を席捲した成功体験がある。しかし、その成功体験を「技術で勝った」と誤解したことが、デジュール等のルール戦略の軽視と特定国の台頭を招き、現在の地位の弱体化につながったことを反省しなければならない。

国益があからさまにぶつかり合う世界へと移行しつつある今日において、デジュール・フォーラム・デファクト標準、国際標準・国内標準を柔軟に駆使し、国民の安全を守る一方で、我が国の産業競争力を高め続けるために、以下、提言する。

【提言】

(1) 国家標準戦略の策定・実行と司令塔機能の強化

(国家標準戦略の策定・実行)

- ・これまでの提言及び今回の提言の内容や趣旨に沿って、オールジャパンで俯瞰的・戦略的にルール形成・国際標準化を進めるため、国際標準化に関する国家戦略（国家標準戦略）を策定すること。この際、2006年に策定した国際標準総合戦略の反省を踏まえ、適切にフォローアップを行い、状況に応じて柔軟に戦略を見直すこと。

(戦略領域の設定とリソースの戦略的配分)

- ・国家標準戦略において、産業界の意見も踏まえつつ、国際社会及び我が国にとって重要であり、かつ、我が国に強みがある、あるいは死守すべき領域（環境・エネルギー、デジタル・AI、情報通信、量子、宇宙、素材など）をメリハリをつけて選定した上で、それらの戦略領域に官民のリソースを集中投下すること。ただし、それらの戦略領域については、企業投資を促すためにロードマップ等の策定を通じて予見可能性を確保しつつ、アジャイルに見直しを行うこと。
- ・これらの取組のために、標準活用加速化支援事業（BRIDGE 事業の一部）や戦略領域・政府がリードする分野別のロードマップ策定・規格開発・交渉予算を拡充すること。

(司令塔機能の強化)

- ・国家標準戦略を実効性あるものとするため、官民のハイレベルからなる司令塔を新たに設け、戦略の実行や見直しを行うこと。
- ・司令塔がその役割を十全に果たすためには、その事務局機能を強化することが不可欠であることから、政府における体制強化を図るとともに、民の協力も得て、官民一体で持続的な事務局機能の強化を図ること。
- ・併せて、司令塔が必要十分な情報をもって判断できるよう、官民における国際標準化に係る情報を一元化し、適切に共有・活用できるようなデジタルプラットフォームなどの構築を図ること。
- ・司令塔機能及び情報一元化に向け、必要十分な予算の確保を図ること。

(2) ルール形成・国際標準化を促進する産業界等の取組の強化

- ・企業、特にその経営層において、国際的なルール形成・国際標準化が経営において重要なツールであることの意識改革を徹底させた上で、経営戦略におけるルール形成・国際標準化戦略の組み込み、ルール形成・国際標準化のためのロビイングや国際会議への積極参画、そのための CSO（Chief Standardization Officer）の設置や標準化人材の育成、キャリアパスの明確化などを積極的に進めることとし、政府としてもその取組を後押ししていくこと。
- ・大学や研究機関といったアカデミアにおいて、研究開発を社会実装するための国

際標準化の取組を組織として適正に評価することとし、政府としてもその取組を後押ししていくこと。

- ・企業や大学による国際標準戦略やオープン＆クローズ戦略の実行を後押しするため、グリーンイノベーション基金事業や Beyond 5G 基金事業などにおける研究開発支援と国際標準化の一体的推進を、政府の他の研究開発事業や支援事業等においても実施すること。
- ・金融機関において、スタートアップなどによる知財や国際標準化への取組を、経営戦略の一環として適切に評価し、その投融資活動を通じて、国際標準化を後押しすること。
- ・官民で連携し、経営層などに働きかけるための国内セミナーやシンポジウム、国際標準化に関する国際会議を開催すること。

(3) 担当省庁の意識改革と標準の積極的な活用

- ・国際標準および国内標準の活用は、産業政策、科学技術・イノベーション政策、デジタル政策、社会インフラ整備政策、経済安全保障政策等を推進する一つのツールであるとの認識を官庁において徹底すること。関係省庁の局長級からなる標準活用推進タスクフォースやその担当局長を通じて、関係府省において、担当課室における意識の涵養や知見強化を含めた国際標準戦略の推進体制(統括的な責任体制を含む)の更なる整備・強化を図ること。
- ・重要な産業分野について、産業界での自然な議論に委ねた場合に世界での競争に乗り遅れるおそれがある場合や、リターンが見えにくい経済安全保障などの外部性の観点から重要な場合などにおいては、政府が主体的にリードする形で国際標準化活動を推進すること。
- ・国内標準も、日本の産業競争力の強化や海外のリスクの高い製品の流入防止に有用であるという認識の下で、そのような認識が妥当する領域においては、国内標準を積極的に策定すること。特に、安全保障・経済安全保障の観点から重要となる国内標準については、民間に委ねていても必ずしも発展しないため、担当省庁が主体的に標準作りを行うこと。
- ・標準は策定しても実装されなければ意味がないという理解に基づき、一方で企業に標準の有用性を認識してもらうために、国際標準・国内標準が確立している分野については、公共調達において、(ルールの範囲内という前提のもと)原則として標準に適合した製品・サービス等であることを調達の条件とすることを省庁横断的に徹底すること。
- ・補助金の交付の場面において、標準が確立している製品・サービスが関係する場合、標準に適合した製品・サービスを用いることを補助金交付の条件とすることを促進すること。
- ・国内規制への標準・認証の組み込みについても積極的に検討すること。その際には、企業の創意工夫やイノベーションに繋がり得るか、国際競争力の強化につながり得るか、アジャイルな規制を阻害しないか等の観点から、そのメリット・デ

メリットを分析し、メリットがデメリットを上回る分野についてはその一体推進を図ること。

- ・自国のイニシアティブで確立された国際標準や、自国の産業力強化の観点から重要な国内標準については、それらが他国の国内標準として組み込まれることに向けて、産業界と協力しながら、他国への働きかけを行うこと。

(4) 標準化人材の育成と活用

- ・ルール形成・国際標準化に取り組む人材不足により、我が国が国際コミュニティの場において不利な立場に陥ることのないよう、企業、アカデミア、政府それぞれにおいて標準化人材の育成強化を図ること。
- ・人材育成及び国際的なネットワーキングの観点から、企業等による国際会議への参加やロビイングについて積極的に支援すること。
- ・司令塔組織などにおいて、領域横断的・省庁横断的な人材データベースの拡充・機能の強化を図っていくこと。

(5) 規格策定支援機関、試験・認証機関等の育成・強化

- ・中小やスタートアップを含む国際標準化に取り組む企業が、国内でも優れた支援サービスを受けられるよう、国内の規格策定支援機関、試験・認証機関等の専門機関を強化すること。
- ・海外への情報流出への懸念に対応するべく、海外の機関のみに依存しない試験・認証体制の強靱化を図るため、企業からのニーズを踏まえつつ、海外の試験・認証機関との連携（日本の試験機関による試験結果の海外認証における承認等）、日本の認証機関による海外の認証・試験機関の買収の促進、試験・認証に係るサービスの国内での拡大、国際相互承認のさらなる活用等を図ること。
- ・さらに、国内の試験設備等の基盤強化に向けた政府による支援の必要性について検討し、そのための必要十分な予算措置を図ること。
- ・日本の産業競争力を強化するという観点から、国内における試験・認証の合理化・効率化の可能性について検討すること。
- ・国内の試験・認証機関の育成強化を図るべく、企業においても国内の試験・認証機関を積極活用すること。

(6) 国際連携、国際標準インテリジェンスの強化

(国際連携の強化)

- ・同志国やグローバルサウスなどの外国政府や国際機関等とのパートナーシップを戦略的に構築・強化して、我が国主導の国際標準化を展開すること。
- ・国際標準化に関する国際コミュニティに積極参画するとともに、国際機関における重要ポストの獲得を図ること。
- ・産学官の意識醸成や国際ネットワーク構築のため、官民で連携し、ISOやIEC、ITUといったデジュール国際標準機関の国際会議や、主要なフォーラム標

準の国際会議の国内開催を促進すること。

(国際標準インテリジェンスの強化)

- ・ NEDO、JETRO等の政府の海外事務所や、在外公館をハブとして、国際標準化への積極的な対応を進める、あるいは国際コミュニティに積極的に参加するなどして、現地の情報収集を含めた標準インテリジェンス機能を強化すること。また、そのための官民ネットワークや情報一元化の枠組みを構築すること。

(7) 必要な財政措置等の確保

- ・ (1) ～ (6) の取組を進めるために、従来の予算にとどまらず、各種予算の抜本的な拡充や人員体制の強化を行うこと。
- ・ 本提言については、5年以内を目途にその実現を図ること。

(以上)

(知的財産戦略調査会)

第1回 令和6年12月18日(水)	(1) 令和6年度補正予算・令和7年度予算の概要 (2) 知的財産推進計画2024の進捗状況 (3) 新たなクールジャパン戦略の進捗状況
第2回 令和7年3月14日(金)	クールジャパン戦略の新たな展開について 内閣府知的財産戦略推進事務局、経済産業省、農林水産省、国税庁
第3回 令和7年3月26日(水)	クールジャパン戦略の新たな展開について 1. チケット不正転売禁止法の運用状況 文化庁 2. ライブ・エンタメの業界の取組について有識者ヒアリング ○チケットの不正転売の現状と対策について 株式会社 STARTO ENTERTAINMENT 株式会社ヤング・コミュニケーション ○NFTを活用したチケット販売等の取組みについて 株式会社チケミー
第4回 令和7年4月16日(水)	AI/DX時代の知財制度のあり方について (1) 関係省庁ヒアリング 知財経営支援とAI/DX時代に即した産業財産権制度に向けて (知財で稼ぐ支援パッケージ) 特許庁 (2) 有識者ヒアリング ○先端技術で我が国が優位を築くための知的財産の立法課題について ・玉井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター特任教授 ○知財で稼ぐ町工場 ・萩野源次郎 大和合金株式会社代表取締役社長
第5回 令和7年5月20日(火)	提言案について

(デジタルコンテンツ戦略小委員会)

第1回 令和7年2月20日(木)	1. コンテンツ戦略に関する提言フォローアップ(知財事務局) 2. 簡素で一元的な権利処理システムの実現に向けた現状と課題について 文化庁 3. 映像コンテンツ(実写・アニメ)のデジタルコンテンツとしての流通促進の現状と課題についてヒアリング 総務省、日本放送協会、TVer及び日本民間放送連盟
第2回 令和7年3月19日(水)	1. デジタルアーカイブの取組の現状及び推進の方向性 内閣府知財、国立国会図書館、文化庁・文部科学省、国立公文書館、総務省 2. 民間における取組・議論動向について有識者ヒアリング デジタルアーカイブ学会、デジタルアーカイブ推進コンソーシアム(DAPCON)
第3回 令和7年4月15日(火)	1. インターネット上の海賊版対策について 内閣府知財、経済産業省、文化庁、法務省、警察庁、外務省、総務省 2. インターネット上の海賊版対策の最新状況についてヒアリング 後藤健郎 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構代表理事 中島博之 弁護士(東京フレックス法律事務所)
第4回 令和7年5月8日(木)	1. コンテンツのグローバル展開① 経済産業省 黄 仙恵 城西国際大学専任講師 宇垣 承 株式会社オレンジ CEO 2. クリエイターへの還元(レコード演奏権・伝達権) 文化庁、日本レコード協会、日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター、日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟
第5回 令和7年5月15日(水)	1. AI利用と肖像・声の保護 経済産業省、日本音楽事業者協会、日本俳優連合 2. コンテンツのグローバル展開② 襟川 芽衣 一般社団法人デジタルメディア協会副理事長 小牧 克己 一般社団法人デジタルメディア協会副事務局長 3. これまでの議論のフォローアップ 国立国会図書館、文化庁 4. 提言(案)とりまとめ

(国際標準化小委員会)

第1回 令和7年2月12日(水)	1. 国家標準戦略の検討状況について(内閣府より報告) 2. 有識者ヒアリング ①日本経済団体連合会 (知的財産・国際標準戦略委員会国際標準戦略部会) ②データ社会推進協議会
第2回 令和7年3月6日(木)	1. 国家標準戦略の骨子について(内閣府より報告) 2. 有識者ヒアリング ①株式会社 IHI ②日本電信電話株式会社 ③株式会社日本政策投資銀行
第3回 令和7年3月26日(水)	1. 国家標準戦略の素案について(内閣府より報告) 2. 日本産業標準調査会基本政策部会第16回 「新たな基準認証政策の方向性について」 (経済産業省より報告) 3. 有識者ヒアリング ○羽生田 慶介 株式会社オウルズコンサルティンググループ代表
第4回 令和7年4月17日(木)	1. 有識者ヒアリング ①一般社団法人 量子技術による新産業創出協議会 (Q-STAR) ②三菱電機株式会社 ③一般財団法人 日本品質保証機構(JQA) 2. 提言案について